

高齢者安心サポートサービス

生活の架け橋「代理人支払サービス」

サービス内容

ご病気などで、お客様がご来店できず、お支払などのお手続きができない場合、申込人または、予めお届けいただいた代理人の方がお手続きできます。



ご利用いただける方

- ①当金庫で年金を受給されている方
- ②代理人は次の範囲とします。
 - ・ 申込人（預金者）からみて直系二親等以内（配偶者、子、孫、父母、祖父母）の親族
 - ・ ただし、前記直系二親等以内の親族がない場合は、傍系姻族二親等以内（兄弟姉妹およびその配偶者）の親族で当金庫窓口に来店し取引できる方
- ③本サービスのお取扱いは、最寄りの営業店にご相談ください。



広島みどり信用金庫